

働いても生活が営めない家庭に對しまして、その不足分を援助するということだそうですけれども、中には、働かなくてもこれだけを保障してあげますので、なお、これ以上せいたくがしたかったら働きなさい、というようなふうではないかというふうな市民の方の声も聞かれておりますので、その辺についてもひとつお聞かせいただければ幸いですというふうに思うわけでございます。また、過去において、生活保護を受けながら成長して、一人前になることができた、そういった子供さんたちやそのお母さんたちが、市や国に對して感謝の気持ちを持ち続けていられるかどうか。また、続けていられるとすれば、どの程度のパーセンテージでそういう方がおいでになるのか、おわかりになりましたら、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

また、その反面に、親たちの離婚の理由を知っている子供さんたちが成長いたしましたして、結婚をして子供が生まれたと、そういった場合に、親たちを見習って、無理にがまんをしなく

ても、夫婦の性格が合わなければ、離婚をすれば、後は生活保護が助けてくれるんだというふうな、安易な考えを持つようなことはない、以上の点についてお尋ねいたしたいと思いますが、生活保護を決して削れとかそういう意味で申し上げているわけではありません。生活保護を心から必要としている人たちのためにも、手直しの必要性や検討する余地が十分に残されているような気がいたしますので、質問をさせていただきます。たわけでございます。これにつきましても再度の御答弁をお願いしたいとこのように考えるわけでございます。

さて、二点目につきまして、テニスコートの件でございしますが、理事者側の説明をお聞かせいただきまして、数でありますとか、構造、また、使用の状況につきましてもよくわかることになりました。ありがとうございました。

関連いたしまして、再度質問をさせていたただきたいと思いますが、まず、対外試合等も行われると思ひますけれども、対

外試合で、他の市町村で行う場合に、クレーコートで試合をしなければならぬというケースはないのか。もし、あるとするならば、クレーコートでの練習をしておく必要もあるのではないか。先ほどの御答弁では、福生のコートは、ほとんどが全天候と伺っておりますが、全天候のコートで練習をしております。クレーコートで試合をして不利ではないか。

また、中学生においても同じことが言えるわけでございまして、福生市内では、中学のコートもそれぞれ皆全天候だと伺っておりますが、現在、西多摩地区の各市町村の中学校のコートはどんな状況なのか、調査をしたことがございましたら、お伺いしたいと思います。もし、他の市町村の中学校のコートがクレーコートが多いようなことがございしますれば、福生の中学校にもそのクレーコートが必要ではないかというふうに考えられるわけでございます。

また、アサノポールの跡地に陸上競技場が計画されておりますが、その一画に、多摩川寄りに四面のテニスコートが予定されておりますが、もし、クレーコートが必要でありながら、各中学校にもつくるだけの場所もないというふうな場合には、このアサノポールの跡地の四面のコートを、計画では、四面とも全部全天候と伺っておりますが、二面ないし、あるいは少なくとも一面だけでもクレーコートに変更するようなお考えはないのかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

次に、マナーについて今一度お尋ねをいたしますが、一回目の質問では、スポーツのプレーヤーのマナーについてだけお尋ねをいたしました。観戦や応援の人たちにも同じことが言えると思っております。

先日、中学校の女子のバレーボールの大会が市民総合体育館で行われましたが、私も、たまたまその試合を見物させていただいたわけでございますが、たまたま近くの観覧席で応援をしておりました父兄の人たち、これは福生とは限って

おりません。どこの方たちか顔も存じておりませんでしたけれども、その人たちがバケツを観覧席に持ち込みまして、たばこを非常にふかしていたと。また、自分の子供さんの相手のチームに非常に聞くに耐えないようなやじを飛ばしていた。はたで聞いておりましても、非常に不愉快でございました。私、観覧席は禁煙だと記憶しておりますが、再認識のためにお伺いしたいんですけれども、この辺もひとつ、もう一度教えていただきたいと思います。

このような問題につきましても、教育委員会等では御指導されることと思いますが、今後、なお一層厳しく御指導していただくことを望みまして、自席からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしく願います。

○福祉事務所長（岡本泰昌君） お答えいたします。

まず、八月二十四日の読売新聞掲載の御指摘につきまして、は、当市といたしましては、いままで不正受給はありません。

が、今後とも問題が起きないように十分注意していきたいと思います。

次に、乳飲み子を抱えた母子家庭と、子供がある程度大きくなった母子家庭についてでございますが、まず、家族数か同数である場合には、同額かどうかということでございますが、年齢によりまして基準額が違いますので、少し差が出るわけでございますけれども、余り額的には問題がないと思います。

しかしながら、資産、能力、その他あらゆるものを優先させて査定いたしますので、前者については保育園を、後者も、小学校三年以下ですと学童保育園入所等の措置をいたしました。状況により、内職やパート等の就労の指導を行っています。次の標準世帯の月額十四万八千円の家族構成でございますが、男三十五歳、女三十歳、男九歳、女四歳の夫婦子供二人の四人世帯でありまして、市長の答弁にもありましたよう

に、不足分についてのみ援助するわけでございます。

次に、過去において生活保護を受けた母親や子供たちの市や国に対する感謝の気持ちをもち続けているかどうか、そのパーセンテージはどのぐらいあるのかどうかということでございますが、生活保護を受けなければ生活ができなかったわけでございますので、その当時の苦しかったことを忘れないと思っておりますので、大方の人たちが感謝の気持ちをもち持っているに思われますが、特にデータとしてはありません。

また、無理にがまんしていなくても、離婚をすれば、後は生活保護法があるんだという考えについてですが、生活に困窮しておれば無差別平等に保護を受けることができそうですので、非常にむずかしい問題でございますが、将来に向かって自立更生面に力を入れまして、積極的に指導していきたいと思っております。以上、よろしく願います。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

まず、対外試合の関係で、クレーコート並びに全天候型等の問題で、不利ではないかというふうなお尋ねでございますが、これについては、クレーで試合することもあるし、また、全天候型で試合をすることもございます。ということでありまして、クレーコートで練習した人が全天候で云々ということですが、先日、私聞いてみたんですが、やはりスポーツマンの方は非常に運動神経が発達しておりますので、すぐ練習をすればそれに順応できるというふうなことでございまして、三鷹方面におきまして、クレーコートもございまして、いろいろございしますが、そのときで早く行きました。練習をしている、そこに早くなれるというところが、なれが一番必要じゃないかというふうに言われております。

また、私どもの方でも、都下市町村の総合体育大会がございまして、福生で開催されたわけでございしますが、うちの方は全天候型でございまして、決して私どもの方がいつもそれで

やっているから有利というわけではございませんで、必ずしもそうではないというふうなことでございます。

それから、西多摩地区の中学の状況でございますが、クレイコートでございます。青梅には中学がたくさんありますが、青梅に二十面、秋川に十面ですか、それから羽村が六面、瑞穂が四面、日のおが七面、五日市が四面、檜原が二面、奥多摩二面ということで、全部クレイコートでございます。

テニスコート等の問題につきましては、私も、学校側からの要望等もございまして、二中はクレイコートでございますが、したんですが、その維持管理が非常にかかりまして、あるいは、武蔵野台にございますコートを利用していたということ、学校からもしも全天候型にしてほしいというふうな要望がございまして、全天候にしたという状況がございます。

クレイコートでやりますと、非常に年間を通して使えない。福生は、とにかく土地が狭くて、非常にまたテニスの関係

者が多いので、効率的な運用を図っていかねばならないというふうなことでございまして、いま申し込みの状況でございますが、翌月の分の抽選は、前月の一日の日に抽選というところでございまして、抽選をしてやっているような状況でございます。

ですから、まだ足りないというふうな状況でございまして、ぜひ、効率的な運用を図っていきたいというふうに考えると、やはりクレイコートでいきますと、雨が降った場合はもう使えないと、それから、転圧等ローラーを引き回さなければならぬので、人件費がかかってくるし、その維持費関係ということで、それからまた、雨の日は使えないといまもお話し申し上げたとおりでございまして、効率が悪くなって、非常に利用者からも不便がられるんじゃないかというふうな問題がございします。これに比べますと、全天候型になりますと、雨がやめばすぐ利用できるというふうな状況がございまして、また、クレイ

コートに比較すればはるか安く、維持費がかからないというふうな状況がございます。

アサノボールの跡地の屋外運動場の問題につきましても、昨年の議会におきましても御説明を申し上げたんでございしますが、これにつきましても、防衛施設庁とも協議いたしました結果、全天候型四面を計画しております。それで利用者の効率的な運用を図ってまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに考えております。

それから、体育館での問題の、観覧者等のマナーでございしますが、大変私どもの指導が足りなくて申しわけございませんでした。これにつきましても御指摘のとおり、私も、マナーについては十分関心を持っていますところでございます。特に、私も、自分の子供がバレー部に入っていた関係もあって、ほかの方へ行つてまいりましたが、試合中については、当事者から余り汚ないやじをすると注意が飛んだり、

というふうな問題もございます。

特に、指導者の方にもお願いいたしまして、そういうことのないようお願いしたいと同時に、また、御指摘のとおり、私どもの体云月館では、観覧席は禁煙でございます。それらにつきましても、また指導してまいりたいと。そういうものをたたいたり、たばこを吸ったりしないように人々後も指導してまいりたいというふうに考えております。

また、関係者についてもお願いしたいと思っております。その点についても、ひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、簡単でございしますが御答弁といたします。よろしくお願ひいたします。

○七番（井上寅吉君）いろいろと御答弁をいただきまして、大変勉強になりました。

しかし、生活保護につきまして、もう一点だけお尋ねをさせて

いただきたいと思ひます。

生活保護の受給家族に増員があつた場合―家族がふえた場合、この場合には受給額もふえるのか、母子家庭であれば、当然御主人がいないんですから、子供が生まれるというようなことは考えられなかつたんですけれども、最近の母子家庭では、子供がでることもあるんだそうです。

しかし、生活保護を受けている母子家庭で子供が生まれるとは何とも不思議なことではございすけれども、同じ母子家庭でも、まじめに働いて、一生懸命家庭を守っているというようなりっぱなお母さんも大ぜいおられることでございましょうが、先ほども申し上げましたような母親は、母子家庭で生活保護を受けていながら、子供が生まれたというふうな母親を、善良なる市民の人たちがごらんになつた場合に、何と申すでしょうか。

また、理事者側としては、このような問題はどうかお考え

になつてゐるのか。また、そういう問題に対してどのような処置をとつてゐられるのか、以上お伺いをしておきたいと思ひます。

次に、体育施設につきましては、スポーツの種類によりましては無償のものと、また有料のものゝ二通りあるようございすけれども、これはあくまで市民のために建設されてゐるものでございすので、また、より多くの市民の方に利用していただくということが目的でございすので、営利を目的としてゐるわけではございせんので、どうかひとつ、今後とも、できる限り市民の声もなるべく取り入れていただきたいと、また、マナーやエチケット等につきましても、それらと合せて観覧者にも御指導をいただきますよう体育施設の問題と合せて御要望いたしておきたいと思ひます。以上でございす。

○議長(田村市郎君) 一時まで休憩いたします。

午前十二時三十分 休憩

午後一時

開議

○議長（田村市郎君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉事務所長（岡本泰昌君）お答えいたします。

生活保護の受給者がふえた場合についてでございますが、世帯数の原則によりまして、増員分の基準額が増加されます。二点目の、母子家庭に特典があるかということでございますが、母子加算がございます。

三点目の、母子家庭に子供が生まれた場合についてでございますが、担当のケースワーカーが実態を調査し、その実態により、大概の場合には世帯に加えられています。

以上です。

○七番（井上寅吉君）数多く質問をいたしまして、いろいろと御答弁をいただきました。大変ありがとうございました。

なお、行政改革とか、予算の削減とか、いろいろと叫ばれている今日でございます。市民の皆さん方の目も非常に厳しいものが

ございます。このような折に、理事者側といたしましても、市民と受給者の間に立ちましていろいろ大変だとは思いますが、また、今後、なお一層厳しくなることが予想はされておるわけでございします。どうか、今後とも正しく、平等に対応されるよう要望をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。貴重なお時間を大変長い間ありがとうございました。

○議長（田村市郎君）次に、五番 赤星行人君。

（五番 赤星行人君登壇）

○五番（赤星行人君）このたび、一般質問をするに当たしまして、私のため御理解ある時間をお与えいただき、心より感謝申し上げます。

上げるものでございます。

会議規則第八十六条の規定によりまして、すでに通告済みの二項につきまして一般質問をいたします。

第一項、幼児教育について。

幼児教育の現状は、東京都知事の認可を受けて、幼児教

育に専念している昭和五十七年度現在で、千八十園の私立幼稚園は、経済不況と幼児人口減少のダブルパンチを受けまして、経営が悪化し、現在、不況のどん底にさまよい歩いております。この春新たに六園が廃園に追い込まれ、現在、東京都で二十一の施設が休園中であります。幼児教育に生きがいを見つけ、世のため人のためと苦難に満ちた幾星霜を乗り越え、今日に至っているのが現状でございます。

この中で、東京都村山学事部長が友松東私幼の理事長との対談の中で「幼稚園の先生方を拝見していますと、そのあどけない顔をした幼児の姿がいっぱい見えてきます。そういう幼児の顔を見つめながら行政すること、まことに必要だ」ということを言っております。「私も学事部長として、力の限り幼稚園行政に踏み込んでみたいと思っております。東京の幼児教育を考えると、私立幼稚園を度外視して考えない状況で行動する学事部長として、この危機に瀕している苦しい現在

の幼稚園の教育を支えている」と話しております。

さて、当市には公立幼稚園はありませんが、私立幼稚園が四園ございます。学校法人が一、宗教法人一、個人立の幼稚園が二、合計四園でございます。この福生市における四園が幼児教育に果たしている役割は、大変大なるものがあります。

最近、特に、青少年非行問題が大きく持ち上がっております。過日の日教組大会でも、テーマで、教育の荒廃克服について三時間集中討論を行い、荒れる教室に対する反省の井が相次ぎ、みずから父母、国民と手を取り合った大運動の展開を提案している。みずからの非を悟ったと云っていいでしょう。こういう中でこそ、幼児教育の大切さが一段と必要ではないでしょうか。よく聞く言葉に、三つ子の魂百まで、また、子は親の背を見て育つと申します。

そこで、幼児教育の道に携わる先生たちのために研究費を出して、よりよい研修をしていたら、みずからの質向上を図り、

教育に一般と希望や情熱を持ち、意欲的に行動してこそ、教育であり、小学校、中学校と進んでいく子供たちの段階で、一番大切な役割を果たす先生のために、子供は福生市の大きな、大きな財産であり、宝であります。また、活力でもあります。もちろん、論ずるまでもなく、国にとっても言えるであります。同じことでもあります。二十一世紀に羽ばたく子供のために、先行投資こそ必要ではないでしょうか。教育は時間がかかります。しかし将来のため、ぜひとも賢明なる御判断により研究費を予算に計上していただきたいのであります。

また、幼稚園設備、施設に対する長期低利融資制度の実現を期していただきたい。

現状の福生市における幼稚園は、創立以来二十年の歳月を経て今日に至り、そろそろ建て直しの段階に来ているのであります。よりよい施設、設備の中で、幼児教育の充実のために御理解ある御判断をいただき、予算化実現に御努力をお

願い申し上げます。

第二項、公共施設周辺駐車、駐輪施設について。

その一、御承知のとおり、牛浜地区には、福生市の象徴たるところの文化の殿堂、市民会館、公民館、福祉会館、そして、りっぱな野球場があり、市民を初め他市よりも多くの人々が訪れ、施設、設備と環境のよさに利用者が多いことは大変喜ばしいことであり、市民の多くが誇りに思っているものでございます。

しかし、利用者が多いので、駐車場の問題が発生、各種行事が重なってあるときは、地域住民はもちろんのこと、市民が困っているのが現状であります。

市民会館等の駐車場として利用できる台数は、市有地の六十台、野球場の二十台であり、同時に利用等の場合、違法道路駐車で交通渋滞は言うに及ばず、一歩間違えば大変大きな事故要因にもなりかねない場合が往々にして多いのであります。